

記録について

(1) 貯蔵事業規則第 27 条に基づく記録 (保安規定第 26 条 表 26-1)
 保安規定第 26 条表 26-1 の記載と貯蔵事業規則第 27 条 (記録) との対応関係を以下に示す。

貯蔵事業規則	R F S 保安規定第 26 条																																																																																											
<p>貯蔵事業規則第 27 条 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="241 363 913 770"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 363 577 539">一</th> <th data-bbox="577 363 689 539">二</th> <th data-bbox="689 363 801 539">三</th> <th data-bbox="801 363 913 539">四</th> <th data-bbox="241 539 577 651">記録事項</th> <th data-bbox="577 539 689 651">記録すべき場合</th> <th data-bbox="689 539 801 651">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 539 577 651"> 一 使用済燃料貯蔵施設の施設管理(第三十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録 </td> <td data-bbox="577 539 689 651"> 二 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。) </td> <td data-bbox="689 539 801 651"> 三 評価の都度 </td> <td data-bbox="801 539 913 651"> 四 同一事項に関する次の確認の時の </td> <td data-bbox="241 651 577 770"> 一 第三十一条第一項の施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 </td> <td data-bbox="577 651 689 770"> 二 第三十一条第一項の施設管理の実施の都度 </td> <td data-bbox="689 651 801 770"> 三 第三十一条第一項の施設管理の実施の都度 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 651 577 770"> (1) 使用前確認の結果 </td> <td data-bbox="577 651 689 770"> (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 </td> <td data-bbox="689 651 801 770"> (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 </td> <td data-bbox="801 651 913 770"> (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 </td> <td data-bbox="241 770 577 858"> (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 </td> <td data-bbox="577 770 689 858"> (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 </td> <td data-bbox="689 770 801 858"> (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 858 577 946"> (2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 </td> <td data-bbox="577 858 689 946"> (2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置 </td> <td data-bbox="689 858 801 946"> (2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置 </td> <td data-bbox="801 858 913 946"> (2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置 </td> <td data-bbox="241 946 577 1034"> (2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 </td> <td data-bbox="577 946 689 1034"> (2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 </td> <td data-bbox="689 946 801 1034"> (2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1034 577 1121"> (3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 </td> <td data-bbox="577 1034 689 1121"> (3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度 </td> <td data-bbox="689 1034 801 1121"> (3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度 </td> <td data-bbox="801 1034 913 1121"> (3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度 </td> <td data-bbox="241 1121 577 1209"> (3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 </td> <td data-bbox="577 1121 689 1209"> (3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 </td> <td data-bbox="689 1121 801 1209"> (3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1209 577 1297"> 二 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。) </td> <td data-bbox="577 1209 689 1297"> (2) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 </td> <td data-bbox="689 1209 801 1297"> (2) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 </td> <td data-bbox="801 1209 913 1297"> (2) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 </td> <td data-bbox="241 1297 577 1385"> (2) 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。) </td> <td data-bbox="577 1297 689 1385"> (2) 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。) </td> <td data-bbox="689 1297 801 1385"> (2) 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1385 577 1473"> 三 評価の都度 </td> <td data-bbox="577 1385 689 1473"> (3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度 </td> <td data-bbox="689 1385 801 1473"> (3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度 </td> <td data-bbox="801 1385 913 1473"> (3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度 </td> <td data-bbox="241 1473 577 1560"> (3) 評価の都度 </td> <td data-bbox="577 1473 689 1560"> (3) 評価の都度 </td> <td data-bbox="689 1473 801 1560"> (3) 評価の都度 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1560 577 1596"> 四 同一事項に関する次の確認の時の </td> <td data-bbox="577 1560 689 1596"> (3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度 </td> <td data-bbox="689 1560 801 1596"> (3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度 </td> <td data-bbox="801 1560 913 1596"> (3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度 </td> <td data-bbox="241 1648 577 1596"> (4) 同一事項に関する次の確認の時の </td> <td data-bbox="577 1648 689 1596"> (4) 同一事項に関する次の確認の時の </td> <td data-bbox="689 1648 801 1596"> (4) 同一事項に関する次の確認の時の </td> </tr> </tbody> </table>	一	二	三	四	記録事項	記録すべき場合	保存期間	一 使用済燃料貯蔵施設の施設管理(第三十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録	二 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。)	三 評価の都度	四 同一事項に関する次の確認の時の	一 第三十一条第一項の施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	二 第三十一条第一項の施設管理の実施の都度	三 第三十一条第一項の施設管理の実施の都度	(1) 使用前確認の結果	(1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	(2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	(2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	(2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	(2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	(2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	(2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	(2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	二 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。)	(2) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	(2) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	(2) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	(2) 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。)	(2) 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。)	(2) 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。)	三 評価の都度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 評価の都度	(3) 評価の都度	(3) 評価の都度	四 同一事項に関する次の確認の時の	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(4) 同一事項に関する次の確認の時の	(4) 同一事項に関する次の確認の時の	(4) 同一事項に関する次の確認の時の	<p>表 26-1 保安記録 (1/8)</p> <table border="1" data-bbox="1059 352 1975 1054"> <thead> <tr> <th data-bbox="1059 352 1350 400">記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)</th> <th data-bbox="1350 352 1529 400">記録すべき場合</th> <th data-bbox="1529 352 1641 400">作成及び保存責任者</th> <th data-bbox="1641 352 1821 400">保存期間</th> <th data-bbox="1821 352 1975 400">表 27-1 に基づき記録が発生する段階※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1059 400 1350 496"> 1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理 (第 31 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。) に係る記録 (1) 使用前確認の結果 </td> <td data-bbox="1350 400 1529 496"> 確認の都度 </td> <td data-bbox="1529 400 1641 496"> 施設管理を実施した担当 GM </td> <td data-bbox="1641 400 1821 496"> 同一事項に関する次の確認のときまでの期間 </td> <td data-bbox="1821 400 1975 496"> ① </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 496 1350 592"> (2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 </td> <td data-bbox="1350 496 1529 592"> 施設管理の実施の都度 </td> <td data-bbox="1529 496 1641 592"> 施設管理を実施した担当 GM </td> <td data-bbox="1641 496 1821 592"> 施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間 </td> <td data-bbox="1821 496 1975 592"> ① </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 592 1350 687"> (3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 </td> <td data-bbox="1350 592 1529 687"> 評価の都度 </td> <td data-bbox="1529 592 1641 687"> 施設管理を実施した担当 GM </td> <td data-bbox="1641 592 1821 687"> 評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間 </td> <td data-bbox="1821 592 1975 687"> ① </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 687 1350 807"> 2. 操作記録 (法 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。) (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時 </td> <td data-bbox="1350 687 1529 807"> 受入れの都度 </td> <td data-bbox="1529 687 1641 807"> (②) の段階で定める </td> <td data-bbox="1641 687 1821 807"> 払出までの期間 </td> <td data-bbox="1821 687 1975 807"> ② </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 807 1350 863"> (2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置 </td> <td data-bbox="1350 807 1529 863"> 配置又は配置替えの都度 </td> <td data-bbox="1529 807 1641 863"> (②) の段階で定める </td> <td data-bbox="1641 807 1821 863"> 次の配置又は配置替えのときまでの期間 </td> <td data-bbox="1821 807 1975 863"> ② </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1059 863 1350 1054"> (3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度 </td> <td data-bbox="1350 863 1529 1054"> 連続して。ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器 (溶接により密封する構造のものを除く。) に封入して貯蔵する場合にあっては受入れの都度及び連続してとする。 </td> <td data-bbox="1529 863 1641 1054"> (②) の段階で定める </td> <td data-bbox="1641 863 1821 1054"> 払出までの期間 </td> <td data-bbox="1821 863 1975 1054"> ② </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ①: 設計及び工事段階 ②: 金属キャスクを搬入する前まで</p>	記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※	1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理 (第 31 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。) に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理を実施した担当 GM	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	①	(2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当 GM	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	①	(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理を実施した担当 GM	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	①	2. 操作記録 (法 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。) (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	受入れの都度	(②) の段階で定める	払出までの期間	②	(2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	配置又は配置替えの都度	(②) の段階で定める	次の配置又は配置替えのときまでの期間	②	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	連続して。ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器 (溶接により密封する構造のものを除く。) に封入して貯蔵する場合にあっては受入れの都度及び連続してとする。	(②) の段階で定める	払出までの期間	②					
一	二	三	四	記録事項	記録すべき場合	保存期間																																																																																						
一 使用済燃料貯蔵施設の施設管理(第三十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録	二 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。)	三 評価の都度	四 同一事項に関する次の確認の時の	一 第三十一条第一項の施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	二 第三十一条第一項の施設管理の実施の都度	三 第三十一条第一項の施設管理の実施の都度																																																																																						
(1) 使用前確認の結果	(1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	(1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	(1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	(1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	(1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	(1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時																																																																																						
(2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	(2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	(2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	(2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	(2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	(2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	(2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名																																																																																						
(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名																																																																																						
二 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。)	(2) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	(2) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	(2) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	(2) 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。)	(2) 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。)	(2) 操作記録(法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。)																																																																																						
三 評価の都度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 評価の都度	(3) 評価の都度	(3) 評価の都度																																																																																						
四 同一事項に関する次の確認の時の	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	(4) 同一事項に関する次の確認の時の	(4) 同一事項に関する次の確認の時の	(4) 同一事項に関する次の確認の時の																																																																																						
記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※																																																																																								
1. 使用済燃料貯蔵施設の施設管理 (第 31 条第 1 項に規定するものをいう。以下この表において同じ。) に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	施設管理を実施した担当 GM	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	①																																																																																								
(2) 第 31 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当 GM	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	①																																																																																								
(3) 第 31 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理を実施した担当 GM	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	①																																																																																								
2. 操作記録 (法 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。) (1) 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	受入れの都度	(②) の段階で定める	払出までの期間	②																																																																																								
(2) 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	配置又は配置替えの都度	(②) の段階で定める	次の配置又は配置替えのときまでの期間	②																																																																																								
(3) 使用済燃料を封入した容器の表面温度	連続して。ただし、貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器 (溶接により密封する構造のものを除く。) に封入して貯蔵する場合にあっては受入れの都度及び連続してとする。	(②) の段階で定める	払出までの期間	②																																																																																								

貯蔵事業規則

R F S 保安規定第 26 条

(

表 26-1 保安記録 (2/8)

記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録 が発生する段階※
(4) 使用済燃料を封入した容器 (溶接により密封する構造の容器を除く。) の蓋部の密封監視のための蓋間圧力	連続して	(②の段階で定める)	払出しまでの期間	②
(5) 使用済燃料貯蔵施設から払い出した使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れから払出しまでの期間	払出しの都度	(②の段階で定める)	10 年間	②
(6) 保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備における温度及び圧力	連続して	(②の段階で定める)	1 年間	②
(7) 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	(②の段階で定める)	1 年間	②
(8) 保安規定に定める使用済燃料貯蔵施設の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び 交代の都度	(②の段階で定める)	1 年間	②

※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで

貯蔵事業規則

R F S 保安規定第 26 条

表 26-1 保安記録 (3/8)

記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録 が発生する段階※
(9) 貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器 (溶接により密封する構造のものを除く。) に封入して貯蔵する場合にあつては次の記録 (1) 使用済燃料を封入した容器の記録 (i) 外観 (ii) 漏えい率 (iii) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (iv) 表面及び表面から 1 メートルの距離における線量当量率 (v) 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観 (vi) 吊り上げられるため及び使用済燃料貯蔵施設内部の床面に固定されるために必要な装置の外観 (vii) 重量 (viii) 表面の放射性物質の密度 (2) 使用済燃料の記録 (i) 外観 (ii) 燃焼度 (iii) 取出しから容器への封入までの期間 (iv) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	受入れの都度	(②の段階で定める)	払出しまでの期間	②

※ ① : 設計及び工事段階 ② : 金属キャスクを搬入する前まで

貯蔵事業規則

R F S 保安規定第 26 条

三 放射線管理記録			
イ 使用済燃料貯蔵設備本体(法第四十三條の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日貯蔵中一回。ただし、法第四十三條の二十七第二項の認可を受けた場合にあつては毎週一回とする。	十年間	
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の一日間及び三月間についての平均濃度	一日の平均濃度にあつては毎日一回、三月間の平均濃度にあつては三月ごとに一回	十年間	
ハ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る一週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の一週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週一回	十年間	
ニ 放射線業務従事者の四月一日を始期とする一年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者を除く。の)放射線業務従事者の四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間の線量並びに本人の申出等により使用済燃料貯蔵事業者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月一日を始期とする一月間の線量	一年間の線量にあつては毎年度一回、三月間の線量にあつては三月ごとに一回、一月間の線量にあつては一月ごとに一回	第五項に定める期間	
ホ 四月一日を始期とする一年間の線量が二十ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該一年間を含む原子力規制委員会が定める五年間の線量	原子力規制委員会が定める五年間において毎年度一回(上欄に掲げる当該一年間以降に限る。)	第五項に定める期間	
ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	第五項に定める期間	
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める五年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	第五項に定める期間	
チ 事業所の外において運搬した使用済燃料等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	一年間	
リ 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	第七項に定める期間	
又 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	第七項に定める期間	
ル 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	一年間	

表 26-1 保安記録 (4/8)

記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※
3. 放射線管理記録 (1) 使用済燃料貯蔵設備本体 (法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日貯蔵中 1 回。 ただし、法第 43 条の 27 第 2 項の認可を受けた場合にあつては毎週 1 回とする。	(②)の段階で定める)	10 年間	②
(2) 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	(②)の段階で定める)	10 年間	②

※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで

貯蔵事業規則

R F S 保安規定第 26 条

表 26-1 保安記録 (5/8)

記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録 が発生する段階※
(3) 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量, 女子 (妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用済燃料貯蔵事業者が書面で申し出た者を除く。) の放射線業務従事者の 4 月 1 日, 7 月 1 日, 10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により使用済燃料貯蔵事業者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあつては毎年度 1 回, 3 月間の線量にあつては 3 月ごとに 1 回, 1 月間の線量にあつては 1 月ごとに 1 回	(②) の段階で定める	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②
(4) 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間に於いて毎年度 1 回 (上欄に掲げる当該 1 年間で限る。)	(②) の段階で定める	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②
(5) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	(②) の段階で定める	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②

※ ①: 設計及び工事段階 ②: 金属キャスクを搬入する前まで

貯蔵事業規則

R F S 保安規定第 26 条

表 26-1 保安記録 (6 / 8)

記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※
(6) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	(②) の段階で定める	その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において使用済燃料貯蔵事業者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間	②
(7) 事業所の外において運搬した使用済燃料等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	(②) の段階で定める	1 年間	②
(8) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	(②) の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②
(9) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	(②) の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②
(10) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	(②) の段階で定める	1 年間	②
4. 使用済燃料貯蔵施設等の事故記録 (1) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	(②) の段階で定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	②

※ ① : 設計及び工事段階 ② : 金属キャスクを搬入する前まで

貯蔵事業規則

R F S 保安規定第 26 条

表 26-1 保安記録 (7/8)

記録事項 (貯蔵規則第 27 条に基づく記録)	記録すべき場合	作成及び 保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録 が発生する段階※
(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	(②)の段階で 定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準 用する法第 12 条の 6 第 8 項の確 認を受けるまでの期間	②
(3) 事故の原因	その都度	(②)の段階で 定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準 用する法第 12 条の 6 第 8 項の確 認を受けるまでの期間	②
(4) 事故後の処置	その都度	(②)の段階で 定める	法第 43 条の 27 第 3 項において準 用する法第 12 条の 6 第 8 項の確 認を受けるまでの期間	②
5. 保安教育の記録	策定の都度	総務 GM	5 年間	①
(1) 保安教育の実施計画				
(2) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	総務 GM	5 年間	①
(3) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	総務 GM	5 年間	①
6. 第 35 条の 2 第 1 項各号の規定による 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果	評価の都度	技術 GM	法第 43 条の 27 第 3 項において準 用する法第 12 条の 6 第 8 項の確 認を受けるまでの期間	②

※ ①: 設計及び工事段階 ②: 金属キャスクを搬入する前まで

七 保安教育の記録		
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	三年間
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	三年間
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	三年間

九 第三十五条の二の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果		
イ 第三十五条の二第一項各号に掲げる評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
ロ 第三十五条の二第二項第一号に掲げる評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
ハ 第三十五条の二第二項第二号に掲げる計画	計画策定の都度	第七項に定める期間

貯蔵事業規則

<p>二 使用する使用済燃料貯蔵施設の存続する期間保存するものとする。</p> <p>十一 使用済燃料貯蔵施設の存続する期間保存するものとする。</p> <p>十 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p>九 検査記録の管理に関する事項</p> <p>八 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p>七 検査の実施に係る工程管理</p> <p>六 検査の実施に係る組織</p> <p>五 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>四 検査の結果</p> <p>三 検査の方法</p> <p>二 検査の対象</p> <p>一 検査年月日</p>	<p>第六条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 検査年月日</p> <p>二 検査の対象</p> <p>三 検査の方法</p> <p>四 検査の結果</p> <p>五 検査を行った者の氏名</p> <p>六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>七 検査の実施に係る組織</p> <p>八 検査の実施に係る工程管理</p> <p>九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>十 検査記録の管理に関する事項</p> <p>十一 検査に係る教育訓練に関する事項</p>
---	--

<p>二 定期事業者検査の結果の記録は、その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。</p> <p>十一 定期事業者検査の結果の記録は、その使用済燃料貯蔵施設が廃</p> <p>十 検査記録の管理に関する事項</p> <p>九 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p>八 検査に係る教育訓練に関する事項</p> <p>七 検査の実施に係る工程管理</p> <p>六 検査の実施に係る組織</p> <p>五 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>四 検査の結果</p> <p>三 検査の方法</p> <p>二 検査の対象</p> <p>一 検査年月日</p>	<p>第十四条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 検査年月日</p> <p>二 検査の対象</p> <p>三 検査の方法</p> <p>四 検査の結果</p> <p>五 検査を行った者の氏名</p> <p>六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>七 検査の実施に係る組織</p> <p>八 検査の実施に係る工程管理</p> <p>九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>十 検査記録の管理に関する事項</p> <p>十一 検査に係る教育訓練に関する事項</p>
---	--

R F S 保安規定第 26 条

表 26-1 保安記録 (8/8)

記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	表 27-1 に基づき記録が発生する段階※
<p>貯蔵規則第 6 条の 4 に基づく記録</p> <p>1. 使用前事業者検査</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	検査の都度	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間	①
<p>貯蔵規則第 14 条に基づく記録</p> <p>1. 定期事業者検査</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	検査の都度	検査実施責任者	その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの間	②

※ ①：設計及び工事段階 ②：金属キャスクを搬入する前まで

(2)原子炉等規制法附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）第7条に基づく使用前検査に関する記録

保安規定第26条の記載と使用前検査に関する記録の要求事項を規定した旧貯蔵事業規則第27条（記録）との対応関係を以下に示す。既に着手済みの工事については、原子炉等規制法附則を適用し使用前検査が実施されるため、旧貯蔵事業規則に基づく記録を記載し、保存期間については、実用炉規則附則に基づく読み替え後の期間を準用し記載する。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一 使用済燃料貯蔵施設の検査記録		
イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間

記録（原子炉等規制法 附則（平成二九年四月一四日法律第一五号）第7条に基づく使用前検査に関する記録）	記録すべき場合	保存期間
使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認までの期間